

脇田 滋著

『労働法を考える』

——この国で人間を取り戻すために』

評者：芹沢 寿良

2006年秋頃から一年余にわたって、その間の参議院選挙結果による歴史的な与野党逆転の政治的変動を挟み、労働・雇用法制の改革をめぐる、政、労、使三者のせめぎあいが繰り返され、新たな労働契約法の制定とパートタイム労働法や最低賃金法などの久々の改正が行われた。この過程で、これらと関連をもつ、この数年間、正規雇用労働者の減少の一方で急増を続けてきた派遣労働者を中心とした非正規雇用労働者の過酷で非人間的な労働と生活が「ワーキングプア」として深刻な社会問題に大きくクローズアップされてきた。

そして、「反貧困」と格差是正の立場からの派遣労働者自身の告発、抵抗と労働組合運動自身の課題としての取り組み、社会的諸運動の支援、連帯行動の全国的な高まりのなかで、法的規制の強化による是正、改善の世論と運動が広がっていった。一方、「労働市場の自由化」をめざす財界から、労働者派遣法の諸規制の一層の緩和、撤廃を執拗に求められていた政府サイドでは、それらの要求に応えるべく内部的に法的対応策の検討など必要な準備が進めていた。

この二つの対抗状況は、第168通常国会を経て、政府が07年12月下旬にそれまでの対応方針を振り出しに戻し、「日雇い派遣」に対する新

たな指針の設定や、今後の労働者派遣制度の在り方について検討する学識経験者の研究会の設置という方向を決定したことから「中断」の形となっている。しかし、08年の第169通常国会でも、こうした状況を背景に、すでに重要な争点として論戦の対象となっており、今後の労働・雇用法制改革の最も中心的な課題となることは間違いないところである。

以上のような新しい状況が進行していた07年10月に龍谷大学教授で労働法・社会保障法の研究者である脇田 滋氏の『労働法を考える——この国で人間を取り戻すために』が刊行された。これまでの類書と異なり、派遣労働者問題を基軸に日本の労働者の権利と労働法の基礎、基本を学び、今日の派遣労働者を中心とする非正規労働者をめぐる権利闘争の根本的意義と問題点を解明し、組織率の低下と闘争力を衰退させた労働組合運動のあり方を考え直す諸点を提起したものである。それだけにまさに時宜にかなった労働組合運動にとっての啓蒙的、実践的な学習書である。その点で近年の好著であろう。

著者は、労働法学の立場からの、日本における非正規雇用労働者や労働者派遣法問題の代表的な研究者として、1999年に『労働法の規制緩和と公正雇用保障』（法律文化社）という大部の研究書をはじめ多くの著書、論文を発表されていることで知られている。また私立大学の教職員組合運動や保育所運動に役員として関わり、さらに研究と実践の場の一つとして、1996年8月以降、今日まで12年間にわたって「派遣労働者のなやみ110番」の相談活動にも取り組んでいる。

本書は、7章から構成されているが、はじめに非正規労働者の今日の深刻な「世界最悪」の状況、そのことから使用者が「労働者性」を否

定し、労働者保護の責任を回避している実態（偽装請負、違法派遣）を明らかにして、その上で労働者の闘いを通してどのように労働法、働くルールが各国において形成、発展してきたか、その基礎知識を整理する。そして日本と異なり労働法が生き生きしている諸国の労働組合組織と運動、労働者の権利意識、非正規雇用問題に対する規制の基本的な考え方などについて、分かり易く具体的に紹介する。

続いて、日本の非正規雇用労働者が現在、世界とは異質の労働慣行と労働法の下に置かれている規制緩和政策の歴史的過程、労働者派遣法の制定から労働ビッグ・バンの登場まで、そのもつ危険性を指摘し、最後に、以上のような労働法制の危機的状況下にあるわが国労働組合運動の権利闘争を強化、発展させるための原則的な進め方と諸課題、労働組合組織のあり方などを積極的に提起して締めくくられているものである。

著者は、この20年間に、歴史的に戦後日本の労働組合運動の路線、政策に一定の影響を及ぼしたイタリアと日本の諸経験から多くの教訓を学んだ韓国と両国の労働組合運動の実際について留学を通して見聞、研究し、とくに苦闘しつつ、労働組合運動組織の産業別組織への転換、非正規雇用労働者の組織化運動への取り組みを追求している韓国の状況報告は有益と言えよう。

第4章「世界の働くルール—EU諸国、ILO、韓国」は、イタリアにおける留学の生活体験から、労働者、市民の権利意識（権利の積極的行使と他者の権利行使の尊重）の高さを語ることから入り、主として労働者の人間らしい働き方を支える諸外国の労働組合組織とその運動の特徴、とくにヨーロッパ諸国の産業別全国組織が締結する労働協約がその産業で働く非正規労働者にも適用され、同水準の権利を保障している

こと、未組織の非正規労働者が労働組合のストライキ闘争に積極的に参加していること、韓国では圧倒的に非正規労働者中心の均等待遇獲得の運動が企業別労働運動から産業別労働運動への転換を明確にして追求していること、ヨーロッパ諸国の労働組合組織が、非正規雇用労働者の導入を認める場合の前提条件は、「同一労働同一待遇」を実現させていることであり、同一労働差別待遇の非正規雇用労働者を容認しているところはないことなどを紹介している。

著者は、本書の四分の一を第6章「働くルールの確立のために（その1）—権利闘争の課題」と第7章の「働くルールの確立のために（その2）—非正規雇用をめぐるたたかい」の権利闘争の進め方、課題、労働組合組織の在り方など実践的運動論に当てている。最近、法例や判例の動向、問題の現実などを反映して、非正規雇用労働者の権利問題を織り込んだ新しい労働法教科書や解説書も少なからず出てきているが、各種の制約もあり、こうした視点からの記述はほとんどない。労働組合サイドのものでも、この問題意識は弱い。

第6章で「人間の尊厳にかかわる義務として権利のための不断のたたかい、労働法と判例法理の学習、権利意識の醸成、権利行使のための基盤整備、条件づくり、職場における権利の点検活動、地域労働組合との協力、一人の労働者の権利侵害は、すべての労働者の権利侵害という視点からの連帯」という取り組みが基本的な活動として必要不可欠であると強調する。そして、現代における国内外の権利闘争の到達点から、日本の権利闘争について、企業・職場内だけの労働組合の発想や枠組みでは、労働者の権利を擁護するたたかいは難しい状況にあり、地域労働組合を中心とした個別の労働者の権利擁護と多様な労働者支援のネットワークを強めな

がら、地域のすべての労働者を代表する労働組合組織を全国各地に作っていくことと、闘いを発展させる組織論、運動論も提起する。

そして、第7章では、日本における多様な非正規雇用労働者に共通した「期限付き雇用」契約を使用者責任回避に利用している問題点を指摘し、EU諸国が共通して使用者側からの理由のない解雇を規制する特別の解雇制限法を制定していることなどを紹介して、非正規雇用労働者には、違法な関係を拒否し、直接雇用を求める権利、安全・健康に働く権利、人間として尊重されて働く権利（人格権）があるのだと強調して、最後に、非正規雇用をめぐるたたかひの課題について、とくに韓国における運動の経験を紹介して非正規労働者との連帯、非正規労働者自身の団結、地域別労働組合の産業別組織への転換を重ねて主張しているのである。

本書は、以上のように、著者の長年にわたる派遣労働者など非正規雇用労働者問題に関する粘り強い系統的な研究と教育、実践の中で蓄積されたものの総合的な認識、把握、分析から「労働法のない世界」の改革を求める鋭い問題意識でまとめられた啓蒙的、実践的な現代労働法教育、労働組合運動の権利教育の教科書となっているところに大きな特色がある。

本書を手にしたある地域労連の指導的幹部から非正規労働者の組織化オルグの学習会で紹介、使用して、大いに役立ち、それが反響を呼んで、さらに普及、活用されて、権利知識の豊富化、権利意識の強化を通して運動の雰囲気や前向きに変える力になったという報告を聞いている。著者も意識的な権利学習、権利教育の必要性、重要性を強調しているが、「労働法のな

い世界」をさらに拡大しようとする攻勢に対して、権利闘争の新しい発展で労働法を再生し、労働組合運動の闘争力を回復させていくためにも、本書が正規雇用労働者と非正規雇用労働者の共同による多様な形の集団的な学習活動で活用されることを期待するものである。

近年、日本労働法学会では、大学をはじめ各レベルでの労働法教育、権利教育の進め方をめぐって特別に論議がされているが（労働組合運動においても権利教育の重要性と難しさが指摘され続けている）、増大を続ける非正規労働者、とりわけ派遣労働者の労働と生活の改善が労働者の権利と労働法をめぐる基本的な課題となっている今日、その実態と問題点を明らかにして、解決の政策的方向、権利を守る労働組合組織と運動の在り方などをまとめた、通常の教科書とは異なる本書は、著者も望んでいる「これから働く学生、働いている若者」はもちろん、労働現場の実態認識の甘さが指摘されることが多い労働問題関係の若手の研究者、法律家、実務家にも大いに役立つであろう。

最後に、著者が08年に入って、共同して労働者派遣法問題に取り組む流れが形成されつつある労働組合運動に対して「労働者派遣法の根本問題と現状打開の方向」（『月刊全労連』08年2月号）という論稿を発表していることを併読に値する文献として付記しておきたい。

（脇田滋著『労働法を考える—この国で人間を取り戻すために』新日本出版社、2007年10月刊、238頁、定価1600円＋税）

（せりざわ・ひさよし 法政大学大原社会問題研究所
客員研究員）